

フランス革命における社団解体の理念

岡 村 等

はじめに

第1章 営業の自由—テュルゴ勅令を中心に

第2章 中間団体の禁止—『社会契約論』を中心に

第3章 国家—二つの視点から

第4章 三つの理念の連関—営業の自由・中間団体・国家

はじめに

アンシャン・レジーム下のフランスの社会では、ある種の社団を構成する貴族、聖職者の身分、貴族・聖職者も含む農村部の村落共同体、小教区、領主所領などの領域的社団、都市部のコルポラシオン（corporation 同業組合）などの職能的社団、職域や地域において組織された信徒会（confrérie）など種々の領域における多種多様な社団が存在していた。都市の職業的な社団であるコルポラシオンは、一定の職業の独占という特権を付与され当該職業の統制をおこなう経済的機能だけでなく、傷病に陥った同業者への援助などの相互扶助機能、当該職業の守護聖人への信仰を軸とする宗教的機能、更には王権がその統制を通じて臣民を支配する政治的機能なども併せもっていた。それぞれの社団は王権により特権を与えられた一定の自律性を有する政治的、経済的、社会的機能をもった社会的集団であり、大多数の人々は何ら

かの社団に加盟していた。17世紀から18世紀にかけて常備軍や統治機構の整備などの中央集権化の動きを強めていた王権は、封建的な政治構造を排除しようとして戦ったが、権力の円滑な行使のためにこのような社団を排除しようとはしなかった。革命の直前に至っても、王権により特権を与えられた社団はその見返りに税・納付金などを収め、王権は社団の統制を通じて臣民を支配する社団国家という支配構造に依拠していた。従って、統治の過程で国家と個人の間を介在する中間団体である社団が重要な役割を果し、有力な社団が既得権を守ろうとして王権との間に紛争が発生する。王権・国家は絶対王政と言われるような「絶対的な権力」ではなく、社団という「諸権力」の中で他の「諸権力」をその支配下に置こうとする「相対的に強力な権力」として存在している。

フランス革命では、一連の反結社立法によりこうしたアンシャン・レジームの特権的社団の解体・排除が進んでいく。これらの反結社立法は個々の社団を対象とする個別立法という立法形式をとっており、対象となる社団の個別具体的な問題点を挙げると同時に、「普遍的」な理念により社団の廃止を基礎づけるという二層構造を有している⁽¹⁾。本稿は、ル・シャブリエ法を初めとする一連の反結社立法の共通の理論的基礎となる以下に挙げる三つの理念を概観し、アンシャン・レジーム下で政治的、経済的、社会的な役割を担っていた社会的集団である社団、すなわち国家と個人の間を介在する中間団体の排除を推し進めた反結社立法を考察していく方向を明らかにすることを目的とする。そのため、第一にアンシャン・レジーム末期のテュルゴ勅令において示されたコルポラシオンの廃止を通じて経済活動の自由を確立しようとするフィジオクラートの営業の自由の理念、第二にルソーが『社会契約論』において展開した国家と個人の間を介在し中間的利益により一般意志の発現を妨げる中間団体を否定する理念、第三に「哲学者」たちによって主張された個人の幸せや権利保障などに対する国家の積極的役割を認める理念という三つの理念を取り上げて、理念それ自体、その理念が当時の社会で

果たすことになる役割、およびその役割相互の連関という三つの視点から以下により考察をおこなうこととする。

第1章 営業の自由—テュルゴ勅令を中心に

フィジオクラート (physiocrate) が主張する『『重農主義』の基本的命題は、いうまでもなく、農業を唯一の生産的な労働とし、農産物あるいは『純生産物』 produit net を真の富とするところにある⁽²⁾』。「一般的経済政策としてフィジオクラートの要求したものは、改めて述べるまでもなく、経済的自由主義の政策である⁽³⁾』。「彼らは現実の社会の中に自然法、自然法則の存在を認め、それを自由に発現させるところに政治の役割がある⁽⁴⁾と考える。」フィジオクラートは、宮廷官僚や王の地方官吏である地方長官 (intendant) の中に共鳴者を多く見出す。財務総監 (contrôleur général des finances) となったテュルゴ (Turgot, Anne Robert Jacques, baron de l'Aulne) は、このような経済的自由主義を商工業の視点から具体化する政策を実施していく。1774年には穀物の国内の取引規制を廃止する⁽⁵⁾。しかし折からの凶作もあって、かえって投機・買占めによるパンの値上がりを招き、1775年5月にはパリの周辺地方で「小麦粉戦争」と言われる暴動が発生する。テュルゴはこれを厳しく鎮圧したため民衆の不評を買うことになる。そして1776年2月にはテュルゴ勅令 (Édit de Turgot) により営業の自由 (liberté du commerce et de l'industrie) の実現をめざしてコルポラシオンの廃止をおこない、更に賦役 (corvée) を廃止し、単一地租 (impôt unique) を導入する。営業の自由は、18世紀後半のフランスにおいては、必然的に特権的コルポラシオンに象徴されるアンシャン・レジームの商工業の枠組への攻撃となり多くの反発を招くことになる。また、テュルゴ勅令に反対する高等法院の次席検事であるセギエ (Séguier) は親裁座でルイXVI世を前にして次のように述べている。「陛下、すべての臣民は、王国において身分が存在するのと同様に異なる社団 (corps) に分けられています。すなわち、聖職者、貴族、最高諸

院、下級裁判所、これらの裁判所付きの官職保有者、大学、アカデミー、金融会社、商事会社、これらすべてが国家のあらゆる部分における現存の社団を示しているのです。この現存の社団は、大きな鎖の環と見なすことができるものです。その最初の環は、国民という社団を構成するものすべての長であり至高の行政官としての陛下の手の中にあります。この貴重な鎖を破壊しようとするだけで恐るべきことに違いないでしょう。⁽⁶⁾」この発言に見られるように、コルポラシオンの廃止は社団国家というアンシャン・レジームの支配構造の中核をなす社団の解体を意味し、その点からも攻撃される。1776年5月テュルゴは失脚し、この勅令は廃止される。1776年8月にはコルポラシオンも復活するが、その弊害は当時広く認識されており、類似のコルポラシオンの統合整理、親方になる際の納付金の減額など一定の改革がおこなわれる。

テュルゴ勅令では、営業の自由の理念が極めて明確に述べられている。その前文は冒頭で、我々はすべての臣民に対して「その諸権利の完全かつ全面的な享受を保障する義務を負う。」⁽⁷⁾と宣言する。コルポラシオンに関して、「わが王国のほとんどすべての都市において、さまざまな手工業の行使は、同業体に結集した少数の親方の手に集中されている。彼らのみが、他のすべての市民を排除して、彼らとその排他的特権を有する個別的営業の物品を製造し販売することができる。」⁽⁸⁾親方身分を取得するために、「有害であり無駄でもある長い試練」や「多くの重税」⁽⁹⁾が課される。その結果、「すべての階級の市民は、彼らが雇用しようとする労働者を選択する権利を奪われ、労働の廉価と熟練をもとめる競争が彼らに与える利益を奪われる。」⁽¹⁰⁾ことになる。「かくして、これらの諸組織がもたらす効果は、国家に関しては、商業および勤勉な労働のはかり知れない減退であり、わが臣民の大部分に関しては、賃金および生活手段の損失である。都市の住民一般に関しては、排他的特権への隷属であり、その効果は、実質的な独占の効果とまったく類似している。」⁽¹¹⁾「悪の根源は、同一の手仕事の職人に認められた、集合し、

一つの団体として結合する権能それ自体である。⁽¹²⁾」とする。更に、「信徒会（confréries）は、その共通の利益を、社会全体の利益を犠牲にして、⁽¹³⁾ 不断の活動によって追求した。」として中間団体否認論を思わせるような非難をおこなう。

また、「政府はこれらの同業体に課された税およびそれらの同業体の特権の増加を、みずからの財源とすることに慣れ」、更に種々の職株をつくり、同業体に買戻しを強制する。⁽¹⁴⁾ 「この財政上の手段」が判断を誤らせ、「労働する権利は、国王に属する権利（droit royal）であり君主が売却することができ、臣民が買わねばならないものである。」という主張が現れる。⁽¹⁵⁾ しかし神は、「労働する権利を、すべての人間の所有権（propriété）」とし、それはすべての所有権の中で、もっとも神聖で不滅なものである。「われわれは、人類のこの不可譲の権利に対して加えられたすべての侵害から、わが臣民を解放することを、わが正義の第一の義務の一つ」とみなすとする。⁽¹⁷⁾ そして、このような恣意的な制度の廃止によっては何ら問題が生じないこと、廃止に伴う補償措置をとることが示され、公共の信用や安全などに係わる薬劑業、金銀細工業、印刷業に関しては慎重な検討を要するため現在の体制を変更しないとす。⁽¹⁸⁾ 更に、営業と勤労の自由の保障と同時に、公の秩序維持のために、商人および職人は警察の保護と統制の下に置かれ、営業の届出とその氏名・居所・仕事などの登録が義務付けられる。⁽¹⁹⁾

テュルゴ勅令の第1条は、「すべての人にとって、わが全王国において、またとくにわがよきパリ市において、自由にそのよいと思われる種類の営業（commerce）および手工業（arts et métiers）の職業に就き、かつ、従事すること〔ができ、〕数個の職業を兼業することもできる。われわれは、商人および職人のすべての同業団体（corps et communauté）および親方身分および宣誓組合（maîtrises et jurandes）を消滅させ、かつ、廃止したのであり、また廃止する。当該同業団体に与えられたすべての特権、規約および規則は、廃止される。いかなる理由および口実によるものであっても、それら

(特権、規約および規則)を理由として、わが臣民のだれをも、その営業およびその職業の従事において妨げることはできない。」⁽²⁰⁾とする。この規定は職業の自由な実施という点から、自由な経済活動に制約を加えるコルポラシオンの経済活動への封建的制約を廃止し、営業の自由を確立しようとするものである。

更に、第14条は「当該同業団体の親方、仲間職人、労働者および徒弟はすべて、それらの者の間でいかなる口実によるものであっても、何らかの結社または集会をおこなうことを(同様に)禁止される。その結果、われわれは、同業団体の親方および手工業の仲間職人および労働者によって結成されたことのあるすべての信徒会を、それが当該同業団体の規約によって、また他のすべての個別的証書によって、またわれわれおよびわれわれの先代者の特許状によって創立されたものであっても、消滅させ、かつ廃止したのであり、[また]消滅させ、廃止する。」⁽²¹⁾とする。この規定は人の結合という視点から、集団の力により「労働する権利」の行使を妨げ、延いては経済活動の自由を妨げることになる親方、仲間職人、徒弟などのあらゆる結社・集会を禁止する。更に、相互扶助的な機能を有する同業者の信徒会⁽²²⁾もコルポラシオンやコンパニオナーージュ(compagnonnage 職人組合)⁽²³⁾の隠れ蓑となることを恐れてこれを廃止するとする。

以上見てきたように、テュルゴ勅令は、コルポラシオン廃止の理由として、「労働する権利」および営業の自由という表裏一体をなす二つの理念を挙げている。理論構成としては、コルポラシオンの廃止による経済活動の自由という形とそれを担保するものとしての親方・職人などの集合禁止という形、つまり職業の自由な実施と人的結合の禁止という二つの視点から営業の自由と労働の自由を保障していこうとする構造を有している。革命期における、ダラルドのデクレ(1791年3月 Décret d'Allarde)に関しては、職業上の特権廃止と職業の自由な実施つまりコルポラシオンの廃止を規定し、それに伴いエド税(droit d'aides)⁽²⁴⁾の廃止と営業免許税・営業免許制度を確立

しようとするものであり、人的結合の視点からの禁止規定はない。一方、ル・シャプリエ法（1791年6月 Loi Le Chapelier）は、テュルゴ勅令と同様に職業の自由な実施と人的結合の禁止という二つの視点から構成される理論構造をその基礎としており、それにコルポラシオンを初めとする親方・職人などの集合を国家と個人の間で介在し中間的利益により一般的利益の実現を妨げる中間団体として否定する理念および国家の果たすべき役割を重視する理念が付加され、以降の反結社法にコアリシオン禁止法と中間団体禁止法という二つの法の系統をつくりだす「母法」的な存在となっていく。⁽²⁵⁾

第2章 中間団体の禁止—『社会契約論』を中心に

アンシャン・レジーム下の王権による「絶対主義」に基づく国家の統一運動は、地域や職業において諸個人がそのアイデンティティを求める社団という空間から諸個人を引き出し、「王冠に対する個人の関係をより見えるものとし、より強力なものとする。」ことで、「『垂直的な』政治的関係」をつくりだすという政治的秩序に関するものである。⁽²⁶⁾「絶対主義国家は封建制の政治的構造を清算しようと努めたが、障害や妨害なしに権力を行使するために、国家は中間団体に対しても地方主義に対しても戦わなかった。」⁽²⁷⁾これに対して、1789年以降の革命における国家は、種々の「権力」を有する社団＝中間団体によって構成される分権的なネットワークである社団国家を破壊し、その権力を集中するものとして現れる。従って、それは社会的関係自体の再構築を含む『『水平的な』社会的・政治的関係』をつくりだし、⁽²⁸⁾社団への依存から個人を切り離し権利の主体としての個人創出の前提を形成することになる。こうした種々の社団＝中間団体解体の共通の理念的基礎となったのが中間団体を否定する理念である。

それでは市民に中間的利益を吹き込み、一般的利益の実現を妨げる部分的利益を代表する中間団体（corps intermédiaire）を排除しようとする一連の反結社法における中間団体を否定する理念はどこから現れてくるのか。ル⁽²⁹⁾

ソー（Rousseau, Jean-Jacques）は『社会契約論』（Du contrat social）の中で、「一般意志（volonté générale）が十分に表明されるためには、国家のうちに部分的社会が存在せず、各々の市民が自分自身の意見だけを言うことが重要である。」⁽³⁰⁾としている。その理由は、「徒党、部分的団体が、大きい団体を犠牲にしてつくられるならば、これらの団体の各々の意志は、その構成員に関しては一般的で、国家に関しては特殊なものになる。その場合は、もはや人々と同じ数だけの投票者があるのではなく、団体と同じ数だけの投票者があるに過ぎないといえよう。相違の数はより少なくなり、より少なく一般的な結果をもたらす。ついには、これらの団体の一つが、きわめて大きくなって、他のすべての団体を圧倒するようになると、その結果は、もはやさまざまなわずかな相違の総和ではなく、たった一つだけの相違があることになる。そうなれば、もはや一般意志は存在せず、また、優勢を占める意見は、特殊な意見であるにすぎない。」⁽³¹⁾というものである。一般意志は個々の市民の間の対話から形成されねばならず、国家と市民の間に介在する部分的な利益を代表するあらゆる社会的集団＝中間団体は一般意志の形成を妨げるため否定の対象とされる。このような反結社的な傾向は、1789年の「人および市民の権利の宣言」第3条「すべての主権の原理は、本質的に国民に存する。いかなる団体も、いかなる個人も、明白に国民に由来しない権力を行使することはできない。」にも表れている。つまり、「その時代の政治的状况の中で、政治的あるいは社会的団体の形成に明白に敵対的な規定を含んでさえいる。」⁽³²⁾のである。更にこうした反結社的な傾向は、革命期の個々の社団を対象とする反結社立法から、結社に対する包括的な禁止・規制をおこなう1810年の刑法典を経て、1901年の結社の自由の法認に至る過程における結社に対する禁止・規制措置の背景に存在する社会的な「空気」としてもあったと言える。

それでは、「部分的社会」、「徒党」、「部分的団体」と言われる「中間団体」とはどのような団体を指すのか。ルソーは、それについて特に具体的

な説明を加えていないが、『社会契約論』の中で一般意志のより良い形成には、国家の中に部分的社会がなく、各市民が自己の意志によって意見を述べる事が重要であるとしている点から、コルポラシオンなどのアンシャン・レジームの特権的団体も革命期の民衆協会（société populaire）⁽³³⁾のような個人の自由な結合体であるアソシアシオン（association 非営利結社）も区別することなく、個人と国家の間に介在するすべての中間団体を一般意志の形成を妨げるものとして否定の対象としていると考えられる。

その上で、個人と国家の間に「もし部分的社会が存在するならば、ソロン、マヌ、セルヴィウスがしたように、その数を多くして、その間に生ずる不平等を防止しなければならない。」⁽³⁴⁾とも述べている。ルソーは、実際に「部分的社会」が存在するなら、その数を増やしてできる限り市民一人一人が意見を述べるという平等な状況に近付ける努力をするべきであるとしている。つまり、ルソーは現実に存在する小規模な「部分的社会」の存在を消極的にはあるが認めた上で、その数を増やして個人の数に近付け「部分的社会」間の不平等を可能な限り少なくしていく方策を取るべきであるとしている。

更にルソーは『政治経済論』（Économie politique）の中で、「共通の利益によって結び付くすべての私人も、また同様に、永久的あるいは一時的な他の社会を構成し、目立たないからといって、その力は決して非現実的なものではなく…これらすべての、暗黙の或いは公然たる結合体が、公共意志の現れ方を、その影響によって様々の具合に修正する（modifier）。」⁽³⁵⁾とした上で、「特殊社会は常にそれを包含する社会に従属しているので、この社会には優先して従わねばならない…」⁽³⁶⁾としている。ここで、ルソーは「特殊社会」に対する「大社会」の優越を前提として、「特殊社会」に「大社会」の意志（＝「公共意志」）の現れ方を modifier するというある意味で積極的な役割を与えている。『ルソー論集』（岩波書店 1970年）の「ルソーの集団観」という章で作田啓一はこの点に関して、「すくなくとも彼（ルソー：引

用者)は、個人と国家の間の利益の対立を調整する媒介機関としての中間集団の機能を認めていたと言ってよい。ルソーは『修正』と書き『歪曲』とは書かなかったからである。⁽³⁷⁾と述べている。これは、理解の方向としては誤りではない。しかし、modifierを「修正」と訳して、それを以ってルソーが「中間集団」の「媒介機関」としての機能を認めていたとする点については問題がある。確かに、現代のフランス語では modifier は「修正する」という意味であるが、18世紀後半のフランス語では、modifier は modérer (= rendre moins violent)あるいは adoucir (= rendre doux)と同義とされる(Dictionnaire de l'Académie française, 4th Edition (1762)).⁽³⁸⁾つまり、18世紀後半のフランス語の modifier は「和らげる」という意味になる。従って、ルソーは「中間集団」に「個人と国家の間の利益の対立を調整する媒介機関」としての機能を認めていたというよりも、もう一段階消極的な「公共意志の現れ方」を和らげる緩衝的機能を「中間集団」に認めていたと考えるのが妥当であろう。

以上、ルソーの「社会契約論」、「政治経済論」に現れた中間団体に対する考え方について考察してきたが、それを要約すれば以下のとおりである。第一には、大前提として国家と個人間に存在するあらゆる中間団体は、その性格を問わず一般意志の形成に有害な部分的利益を代表する「部分的社会」として否定されることである。第二には、現実には「部分的社会」が存在する場合はその数を増やして個人の数に近付け「部分的社会」間の不平等を少なくすべきであるとして、消極的にはあるが、私的目標の小規模な中間団体の存在を認めていることである。第三には、現実には存在する「部分的社会」には、個人と国家の間で「公共意志の現れ方」を和らげる緩衝的機能があるとしていることである。

以上述べてきたルソー自身の中間団体否認論は、現実には存在する小規模な中間団体の存在を消極的にはあるが認めたり、中間団体に「大社会」の優越を前提に「公共意志の現れ方」の緩和というある意味で積極的な機能を認

めたりしている。しかし、こうした「留保」はあるものの、基本的には国家と個人の間で中間団体が介在しない国家と個々の市民しか存在しない社会があるべき姿としており、その意味であらゆる中間団体をその性格を問わず禁止の対象とすることを理論的に可能とし、革命の反結社的傾向の基礎を形づくるものであると言える。従って、立法者である議員たちの中間団体に対する姿勢は、「中間団体に対する敵意は、ルソーの考えの中にその哲学的発現を見出す。つまり、『社会契約論』の著者の見解では、一般意志は国家と市民の間の対話から引き出されねばならない。国家と市民の間に介在するすべてのものは一般意志の形成を妨げる。⁽³⁹⁾」というルソーの考え方に基礎を置くものであることは明らかである。

しかし革命の過程でつくられる一連の反結社的立法においては、その用いられ方などから見て、立法者たちの中間団体に対する理解は必ずしもルソー自身のそれと同じものとは言えない。これと同じ質をもった現象が、1791年憲法が採用した代表制に関しても見られる。ルソーは、「主権は譲り渡されえない。これと同じ理由によって、主権は代表されえない。」⁽⁴¹⁾とした上で、代表制に関して「イギリスの人民は自由だと思っているがそれは大間違いだ。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民はドレイとなり、無に帰してしまう。」⁽⁴²⁾と激しく非難してさえいる。「一般意志にかんするすべての理論は、ルソーにおいては代表の不在か命令的委任のどちらかを想定している。」⁽⁴³⁾その意味で、1791年憲法が作り上げた代表制の議会は、明らかにルソーの思想に“反するもの”である。しかし、91年の立法者たちによって、「1791年憲法で代表制が確立すると、ルソーは力を込めて代表制を弾劾していたのに、それを神聖化する憲法の創立者だと宣言されるのだ。」⁽⁴⁴⁾「人民によって資格を与えられていなければ誰も支配できないという原理」⁽⁴⁵⁾が、革命を推進した人々のルソーに対するこのような態度を可能にしたと言える。これほどの“乖離”ではないにせよ、中間団体の問題に関しても、革命の中で立法者たちがルソーの中間団体

否認論をどのようなものとして理解し、どのような状況で、どのように現実
に適用していったかは、ルソー自身の考えを踏まえながらもそれとは別個の
問題として、革命の状況との関連、一連の反結社法自体、その議会報告・審
議などからそのあり方を探っていかなければならない。

第3章 国家一二つの視点から

ル・シャプリエは1791年6月14日のル・シャプリエ法の議会報告の中
で、「生存のために職を必要としている者に職を与え、身体に障害のある者
に救済を与えるのは、国家であり、国家の名において役人がおこなうので
ある。」⁽⁴⁶⁾として、コルポラシオンが担っていた扶助機能は国家が取って代わ
るべきことを述べている。1791年憲法(1791年9月3日)は、「第一編 憲
法によって保障される基本条項」で、「捨て子を養育し、貧しい病人を救済
し、仕事を得られなかった貧しい健常者に対して仕事を与えるために公的扶
助に関する一般的な施設が設置され組織される。／すべての市民に共通し、
すべての人にとって不可欠の教育の分野に関して無償の公教育が設立され組
織される。」⁽⁴⁷⁾として、国家の役割を明確に宣言している。また、1793年憲法
(1793年6月24日)の「人および市民の権利の宣言」の第1条は、「社会の目
的は共通の幸せである。／政府は、人にその自然かつ不可侵の諸権利の享有
を保障するために設立される。」⁽⁴⁸⁾とし、第21条は「公的扶助は神聖な負債で
ある。社会は、不幸な市民に仕事を得させ、また労働不能な人々に対して生
存の手段を保障することによって、不幸な市民に生活の手段を保障する義務
がある。」⁽⁴⁹⁾とし、社会、具体的には国家の役割を規定している。更に、在俗
修道会の廃止に関する聖職者委員会の議会報告は、「公益にとって感動的
でもありまた重要でもある職務(訳注：教育や貧者の扶助など)を果たすため
に、何らかのコルポラシオン(訳注：報告は修道会を宗教的コルポラシオン
としている。)に固執する必要があるだろうか。我々は、この種の組織をま
ったく認めない政府において、これらの職務がよく果たされるのを見ないだ

るうか。」⁽⁵⁰⁾として、教育や貧しい病人の扶助などの社会的に重要な役割は、宗教的コラプションである在俗修道会に任せるのではなく、国家が担うべき職務であるとする。つまり、国家の役割が強調され、アンシャン・レジーム下で貧者・傷病者の救済や仕事の保障や教育などを担ってきた中間団体に国家が取って代わるべきことが強い調子で述べられる。革命の過程で国家は政治的権力の行使者としてだけでなく、中間団体に代わって新たな社会的関係を創出する組織者としても登場することになる。

国家は、表裏一体をなす二つのベクトルによって新たな社会的関係を構築する「主役」として歴史の前面に登場することになる。第一には、「哲学者」たちの国家の役割に対する積極的な評価という思想的ベクトルによってである。第二には、中間団体の排除という社会的ベクトルによってである。以下で順次この二つのベクトルを考察して行く。

まず、モンテスキュー（Montesquieu, Charles Louis de Secondat, baron de La Brède et de）、ルソー、コンドルセ（Condorcet, Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat, marquis de）などの「哲学者」の国家の役割に関する理解の問題である。

モンテスキューは、自由を主権のような抽象的原理と結び付けず、具体的に現実的な二つの条件から自由が生じると考える。一つは国制の条件である。市民の政治的自由は制限政体（gouvernement modéré）にのみ見出されるが、それは常に存在するわけではなく、権力が濫用されない時にのみ存在する。⁽⁵¹⁾権力の濫用を防ぐためには、「事物の配置によって、権力が権力を抑止するようにならなければならない。」⁽⁵²⁾すなわち権力の分離である。もう一つは市民の法的状況である。市民の「政治的自由は安全にあり、あるいは、少なくとも人が自己の安全についてもつ確信にある。／この安全を損なうもので、公的なまたは私的な訴追以上のものは決してない。したがって、公民の自由は主として刑事の法律の良否にかかっている。」⁽⁵³⁾ここでは、かなり控え目ではあるが国家の権利と対立的な市民の権利が姿を現している。モンテ

スキューが「主張する権利は、特に尊重されるべき一つの価値でしかない。彼がこの価値に第一の地位を与えることだけで、彼が部分的に国制をその価値の下位に置くことだけで、モンテスキューは個人主義者に分類されるに値する。」⁽⁵⁴⁾ 一方でモンテスキューは、『法の精神』(De l'esprit des lois) の「養護施療院」という章で、1848年の民衆的勢力の主張と見間違えるような「国家はある者には彼らがなしうる仕事を与える。他の者には働くことを教えるが、それはすでに一個の仕事である。／街頭で裸同然の人間になすならかの施しは国家の義務の履行になるわけではない。国家は全公民に対してその暮らしを確実にする一つの義務を負っている。すなわち食糧、適当な衣料、そして健康に反しない生活様式である。」⁽⁵⁵⁾ という見解を述べ、国家は全市民に対して仕事の提供やその生活を確実なものにする義務を負っているとす。社会主義者たちは当然これを称賛する。しかしモンテスキューは個人主義者であり、「彼は、個人は国家と同等に扱うことができるとは考えないし、とりわけ個人は国家を否定できるとは考えていない。」⁽⁵⁶⁾

ルソーは、国家の具体的な機能については述べていないが、『社会契約論』の中で「前編(訳注：人間の自然状態から社会状態への移行、社会契約の本質的諸条件について述べている。)で明らかにされた諸原則から、第一に生まれてくる、そして最も大切な結果は、国家をつくった目的、つまり公共の幸福にしたがって、国家のもろもろの力を指導できるのは、一般意志だけだ、ということである。」⁽⁵⁷⁾ として、国家の目的は「公共の幸福」にあることを明言している。更に「国家の力のみが、その構成員の自由をつくり出す」⁽⁵⁸⁾ とし、国家の役割の重要性を強調する。つまり、「ルソーが国家に与える力は、個人を圧迫することに用いてはならない。反対にその力は、十全な精神的自立に向けた努力の中で個人を助け、完全な人格へと個人を進ませるのに用いられねばならない。この国家への信頼、すなわち一般意志、更に一般意志の諸要素の一つである自身に関する自身の意志、それが本質を決定する。ルソーは国家への信頼が外部から自らに課されることを望まなかった。

ルソーは国家への信頼が自身の固有の熟慮から生じることを望んだ。⁽⁵⁹⁾つまり、ルソーの考え方は、個々人の意志に基づく社会契約という理論構成をとっており、それによって創り出される国家は個々の市民の意志に基づく「一般意志」の下に置かれ、個々の市民の自由を保証し人格的完成を助けるという役割を担うとしており、個人をその基礎としていると言える。

コンドルセは、『人間精神進歩史』（Esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain）の中で、国家の機能についてより具体的に次のように述べている。「人間は自分の能力を発達させ、自分の富を処理し、自由自在に自分の必要を充足することができなければならない。」⁽⁶⁰⁾国家がそのことを保障した後も、国家には「なおなさねばならない義務が残っている。」⁽⁶¹⁾それは、すべての商取引に役立つ度量衡の設定である。また、「毎年得られる富のうちで、この自由に処分できる部分をもって、社会権力は何らの権力を毀損することなしに、国家の安泰、国家の治安、個人の権利保障、法律の制定ないし施行のために設置せられた権威の行使、さらに公共繁栄の維持などに要する費用のために必要な基金を設立することができるのであ⁽⁶²⁾る。」国家は、個人では「農・工・商業の進歩のために直接為し得ないことや、自然の不可避の災害」などを軽減・予防するための措置を個人に代わっておこ⁽⁶³⁾なう。更にコンドルセは、富の不平等、生計の手段の不平等、教育の不平等という人間の不平等の三つの原因は、国家が豊富な資源を特定の市民にのみ開放することをせず、「一度蓄積された富」を優遇せず、公教育制度の整備などをおこ⁽⁶⁴⁾なうことによって、完全に消滅しはしないが減少することとする。コンドルセは、国家をつくった目的は「公共の幸福」にあるとするルソーの命題を引継ぎ国家の役割を具体的に述べており、個人のために国家が存在するという意味で個人主義的であると言える。

以上、モンテスキュー、ルソー、コンドルセの国家に関する考え方を見てきたが、こうした18世紀の個人主義的な思想は、今日の個人主義が国家と個人を対立的に捉えるのとは異なり、国家の関与が「個人の権利のためになさ

れるのであれば、国家の関与に嫌悪を覚えることからは程遠い。」つまり、それは個人の権利保障や共通の幸福の追求などのための国家の役割を積極的に評価するものである。そして、彼らの思想の影響を受けた「フランス革命は、国家に何らかの価値を認める包括的で広範な個人主義の勝利を追求し不滅のものとした。」⁽⁶⁶⁾のである。

第二に、中間団体の排除というベクトルである。一連の反結社立法によるコルポラシオンを初めとする特権の中間団体の解体により、それが中核をなす社団国家というアンシャン・レジームの支配構造が解体され、社団への依存から個人が切り離され権利の主体としての個人創出の前提がつくりだされる。しかし、中間団体の排除がもたらすものはそれだけには止まらない。中間団体否認の理念による国家と個人の間を介在する中間団体の排除は、理論的には「国家と個人しか存在しない状態」の創出を意味する。もちろん革命の過程で実際に中間団体が完全に消滅した社会が出現した訳ではないが、かなりの程度中間団体の排除がおこなわれたことは事実である。従って、それまで中間団体が果たしてきた職業活動の規律、相互扶助、教育などの種々の社会的機能は個人が担うか、国家が担うかしかないことになる。個人がそうした役割を担うことができるのであれば、中間団体の存在も不要となるが、現実には個人が担えないから中間団体がそれを担ってきた訳である。それらの役割を個人が担えないとすると、中間団体廃止後に残るのは国家だけであり、以上で考察してきた国家の役割の積極的評価を前提に、中間団体の排除という点からも必然的に国家あるいは国家がつくりだしたものがその役割を担うことになる。というよりも、担わざるを得ないことになる。更に言えば、基本的な社会的単位として個人がそこにアイデンティティを求めた中間団体を廃止して、革命はそれに代わるものとして「国民」というアイデンティティを与える国家の下に国民を統合しようとする。理論的には、その国家は、中間団体が廃止された後には、個人が解決不能なすべての問題の解決という役割を担う唯一の組織となる。つまり、国家は「万能の国家」でなけ

ればならないことになる。

第4章 三つの理念の連関—営業の自由・中間団体・ 国家

ロザンヴァロン (Rosanvallon, Pierre) は、「革命の政治文化の理論的な反コルポラティズムと1791年の法的規定の効果は、ソシアビリテの空白と中間団体のその他の形態のようにコルポレーションが法の外に置かれたことにより生じる統制の欠如を埋めるように国家を導くために結びつく。国家は一般的利益を体現すると同時に、その中に公的領域を取りこむ唯一のものとして姿を現す。」⁽⁶⁷⁾と革命が新たな社会的関係をつくりだす構図を述べているが、その考察は「フランスの特殊性」⁽⁶⁸⁾という論題の関係からイギリスとの比較によるフランス革命の特殊性への解明へと向かい、この構図自体に関するこれ以上の言及はない。しかし、革命により新たな社会的関係が作りだされるメカニズムは不可避免的に新たな社会的関係それ自体を規定し、革命により形成される社会的秩序を理解するためにはその解明が不可欠となる。ロザンヴァロンがその構図を示したように、革命が作りだす社会的関係自体の再構築を含む『『水平的な』社会的・政治的關係』⁽⁶⁹⁾は、アンシャン・レジーム下でコルポレーションを初めとする政治的・経済的・社会的機能を有し個人にアイデンティティを提供する基本的な社会的単位としての社団＝中間団体の解体によって生じた社会的な隙間を国家が埋めていくという形で形成される。革命が作りだす新たな社会はってみれば「中間団体の廃墟」の上に築かれたものであり、当然反結社的な傾向をもつことになる。しかし、実際には中間団体が担っていた機能をすべて国家が担うことは不可能であり、統領政府期と第一帝政期には若干の中間団体の「復活」が見られることになる。⁽⁷⁰⁾本章では以上の視点を基本的な枠組みとして、反結社法→中間団体の解体→国家による公の事柄の独占を一つの「運動」の過程として捉えて、反結社法を基礎づけることになる営業の自由、中間団体の否定、国家の役割への積極的

評価という三つの理念の作用の連関という視点から、中間団体の排除から国家がそれにとって代わるメカニズムの概要を考察することとする。

自由な経済活動と労働の自由を実現するために、テュルゴ勅令、ダラルドのデクレ、ル・シャプリエ法はアンシャン・レジーム下で経済活動に種々の制約を課していた特権的中间団体であるコルポラシオンを廃止する。ダラルドのデクレは、エド税の廃止とコルポラシオンの廃止に伴う営業免許税・営業免許制の設立に力点が置かれたため、人的集合の禁止までは規定していないが、テュルゴ勅令とル・シャプリエ法は、営業の自由と労働の自由を担保するためにコルポラシオンの廃止と親方、職人、徒弟に対する集会・結社など一切の人的結合の禁止を規定する。その理由としてル・シャプリエ法で挙げられたのは、営業の自由の理念に加えて、コルポラシオンを個人と国家の間に介在し個人に中間的利益を吹き込み一般意志の形成を妨げるものとして否定する中間団体否認の理念である。同時に、コルポラシオンが担っていた相互扶助に関しても、職を必要とする者に職を与え、障害のある者に救済を与えるのは国家であることが述べられ、国家の役割が強調される。経済活動の領域における中間団体であるコルポラシオンを、あらゆる領域における中間団体を否定することを可能にする中間団体否認の理念によって否定することで、中間団体の廃止はコルポラシオンの廃止という「導水路」を通り、中間団体否認の理念に導かれてあらゆる領域に広がっていくことが可能になる。

中間団体否認の理念は、理論的には中間団体の廃止により個人と国家しか存在しない状態を目指すものであり、実際に革命の過程で一連の反結社立法により種々の中間団体の廃止が進んでいくことになる。このような状況の中で、従来中間団体が担っていた個人が担うことができない貧者や傷病者への医療の提供や扶助、教育などの社会的機能は、必然的に国家が担わざるを得ず、国家あるいは国家がつくりだしたものがあらゆる領域において中間団体に取って代わることになる。もちろんこうした「運動」の前提として、国

家は個人と対立的なものではなく個人の権利保障や公共の幸福のために存在するという積極的な評価を国家に与える「哲学者」たちの考え方が存在していることは言うまでもない。モンテスキューは、国家は全市民に対して仕事や生活手段を提供する義務を負っているとし、ルソーは国家の目的を「公共の幸福」とし、コンドルセはそのために国家が果たすべき諸機能を具体的に挙げている。更に、革命を推進した人々が、革命に反対する勢力を侮蔑的なニュアンスをこめて aristocrate（「貴族」）と呼び、これと対極にあるものとして自らを patriote（「愛国派」）と呼んだことに象徴的に表れているように、国家は個人がそこにアイデンティティを求める基礎的な社会的単位としての社団＝中間団体に代わって「国民」というアイデンティティを人々に提供することにより、国家＝単一にして不可分の共和国への統合を図っていく。

こうした言わば国家の「増殖」というメカニズムが一応の完成を見るのが第一帝政期であり、国家による公の事柄の独占を意味する国家によるあらゆる領域における中間団体の禁止・規制・監督が、1901年法による結社の自由の法認まで百年近くに渡って続く中間団体政策の基本となる部分を形成する。このような「運動」は、その時代の政治的、経済的、社会的状況によって現れ方には差があるが、必然的に社会の在り方を規定するものであり、革命がアンシャン・レジーム下で基礎的社会集団を形成していた特権的中間団体を解体し、個人を中間団体への依存から切り離し国家に包摂することによって姿を現す社会を捉えるためには、その「出生」の過程の解明が必要となる。従って、本稿において示した営業の自由・中間団体の禁止・国家の役割の重視という三つの理念の連関という視点から、革命による新たな社会創出に直接的かつ重要な役割を果たした国家と個人の間を介する中間団体を排除しようとする反結社立法を分析・考察し、新たな社会がりつくりだされる過程の一端を解明することが今後の課題となる。

- (1) 拙稿「フランス革命から第一帝政への反結社法における中間団体否認の理念の展開と役割について(2・完)」早稲田法学会誌 第65巻1号234頁参照。以下「反結社法における中間団体否認の理念」と略記。
- (2) 河野健二 近代を問う第1巻『フランス革命の思想と行動』(岩波書店1995年)35頁。以下『フランス革命の思想と行動』と略記。
- (3) 同書66頁。
- (4) 同書121頁。
- (5) 生産費をつぐなう穀物価格は「取引の自由」を通じてその結果として実現されるので、「取引の自由」が求められることになる(河野健二『フランス革命の思想と行動』66頁。)
- (6) Jules Flammermont, *Remontrance du parlement de Paris XVIII^e siècle*, tome3, Imprimerie Nationale, 1888-98, p.345-346.
- (7) 中村紘一訳「営業[および]工業の宣誓組合および同業体の廃止に関する勅令一七七六年二月(テュルゴ[Turgot]勅令)一七九一年三月二日=一七日の[すべてのエド税、すべての親方身分および宣誓組合の廃止および営業免許状の設定に関する]デクレ(ダラルド[d'Allarde]法)」比較法学1971-3(早稲田大学比較法研究所)336頁。以下「テュルゴ勅令・ダラルド法」と略記。
- (8) 同上。
- (9) 同上。
- (10) 同書337頁。
- (11) 同上。
- (12) 同上。
- (13) 同上。
- (14) 同書339頁。
- (15) 同上。
- (16) 同書340頁。
- (17) 同上。
- (18) 同書343-344頁。
- (19) 同書344頁。
- (20) 同書344-345頁。
- (21) 同書347-348頁。
- (22) 同業者の信徒会は、当該職業の守護聖人への信仰を軸とする同業の親方による

霊的・物的救済を目的とする非営利結社であり、独自の礼拝堂をもち、会則が定められ、病気の会員の救済など相互扶助組織的性格ももっていた。拙稿「反結社法における中間団体否認の理念（1）」早稲田法学会誌 第64巻2号注（23）318頁参照。

- (23) コンパニオナージュはコンパニオン（compagnon 仲間職人）の職種ごとの結社で、「フランス巡歴」修行のための相互扶助機能、職業紹介機能、各都市における当該職種の労働力供給の独占による労働組合機能、相互教育機能ももっていたが、同時に強い因習性と排他性ももち、仲間職人間の水平的結合と因習に基づく垂直的な家父長的關係という二つの矛盾する構造を内包していた。拙稿「反結社法における中間団体否認の理念（1）」早稲田法学会誌 第64巻2号注（12）317頁参照。
- (24) エド税とは「棚卸表によって、または、卸売または再卸売について、[および] 運送の際に、[および] 飲料の小売りについて徴収される税」のことである（ダラルドのデクレ第1条「テュルゴ勅令・ダラルド法」比較法学 1971-3 350-351頁。）。
- (25) 営業の自由の理念は、経済活動の自由を保障するために労使双方のコアリション（coalition は「団結」という一般的な訳語よりも広い「協同して何かをすること」を意味する。従ってコアリションは、使用者の団体結成に対しても用いられる。）とそれに基づく争議行為を禁止するル・シャプリエ法から、労働運動への抑圧を強める1810年の刑法典第414条～416条へと至るコアリション禁止法の系統をつくりだす。一方中間団体否認の理念は、ル・シャプリエ法から一連の反結社法を経て1810年の刑法典第290条・291条へと至る中間団体禁止法の系統をつくりだす。拙稿「反結社法における中間団体否認の理念（1）」早稲田法学会誌 第64巻2号299-300頁参照。
- (26) Pierre Rosanvallon, *État en France de 1789 à nos jours*, Seuil, 1990, p105. 以下 *État en France* と略記。
- (27) *Ibidem*.
- (28) *Ibidem*.
- (29) 本稿では、『社会契約論』でルソーが展開した中間団体を否認する理念を「中間団体否認論」と表記し、立法者たちのルソー理解というフィルターを通して表れた一連の反結社法における中間団体を否認する理念を「中間団体否認の理念」と表記する。
- (30) ルソー 河野健二 前川貞次郎訳 岩波文庫『社会契約論』（岩波書店 1954年）48頁。以下『社会契約論』と略記。

- (31) 同書 47-48頁。
- (32) Conesil d'État, *Jurisprudence et avis de 1999 Les associations et la loi de 1901, cent ans après*, La documentation française, p.251. 以下 *Les associations et la loi de 1901, cent ans après* と略記。
- (33) 民衆協会は、革命の過程で活動家たちが議会や市当局への働きかけ、市民の啓蒙・組織化のために地方的にクラブを組織したものであり、入会金・会費も低額で、それを納め規則を守れば誰でも自由に意見を述べることができ、民衆の中の活動家たちも加入するようになる。代表的なものとしてはコルドリエ・クラブ (Club des Cordeliers) がある。拙稿「反結社法における中間団体否認の理念 (2・完)」早稲田法学会誌 第65巻1号 216-217頁参照。
- (34) ルソー 河野健二 前川貞次郎訳『社会契約論』48頁。
- (35) ルソー 河野健二訳 岩波文庫『政治経済論』(岩波書店 1951年) 15頁。
- (36) 同上。
- (37) 桑原武雄編『ルソー論集』(岩波書店 1970年) 127頁。
- (38) <http://artflsrv02.uchicago.edu/cgi-bin/dicos/pubdicollook.pl?strippedhw=modifier> 2015年11月23日
- (39) *Les associations et la loi de 1901, cent ans après*, p.251.
- (40) ルソーの中間団体否認論は、あらゆる中間団体を一般意志の形成を妨げるものとして否定する。従って、ルソーの見解によれば、一定の意見に基づき公権力の活動に介入する民衆協会は中間団体そのものである。しかし、ル・シャブリエは1791年5月の民衆協会の活動制限に関するデクレの議会報告で、民衆協会が請願などをおこなうとコラボラシオンになるとして、民衆協会をわざわざコラボラシオンと規定した上で否定する。このことは、立法者の中間団体否認の理念が、コラボラシオン＝アンシャン・レジームの特権的中間団体を対象としたものであることを示している。拙稿「反結社法における中間団体否認の理念 (2・完)」早稲田法学会誌 第65巻1号 219-220頁 235-237頁参照。
- (41) ルソー 河野健二 前川貞次郎訳『社会契約論』133頁。
- (42) 同上。
- (43) フランソワ・フェレノモン・オズーフ 河野健二 坂上孝 富永茂樹監訳『フランス革命事典6 一思想II一』(みすず書房 2000年) 233頁。
- (44) 同書 232-233頁。
- (45) 同書 245頁。

- (46) *Archives parlementaires de 1787 à 1860*, éd. Jérôme Mavidal et Emile Laurent, Centre national de la recherche scientifique, 1961-, 1^{ère} série, tome27, p.210. 以下 *Archives parlementaires* と略記
- (47) J.-B.Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du conseil d'État depuis 1788 à 1830*, Société du Recueil Sirey, 1831-1949, tome 3, p.241. 以下 *Collection complète des lois* と略記。
- (48) *Ibid.*, tome5, p.352.
- (49) *Ibid.*, p.353.
- (50) *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome32, p.58.
- (51) モンテスキュー 野田良之他訳 岩波文庫『法の精神（上）』（岩波書店 1989年）289頁。以下『法の精神』と略記。
- (52) 同書 289頁。
- (53) 同書 343頁。
- (54) Henry Michel, *L'idée de l'état essai critique sur l'histoire des theories sociales et politiques en France depuis la Révolution*, Librairie Hachette et Cie, 1898, pp.48-49. 以下 *L'idée de l'état* と略記。
- (55) モンテスキュー 野田良之他訳『法の精神（中）』391-392頁。
- (56) Henry Michel, *L'idée de l'état*, p.95.
- (57) ルソー 河野健二 前川貞次郎訳『社会契約論』42頁。
- (58) 同書 81頁。
- (59) Henry Michel, *L'idée de l'état*, p.99.
- (60) コンドルセ 渡辺誠訳 岩波文庫『人間精神進歩史』（岩波書店 1951年）190頁。
- (61) 同上。
- (62) 同書 191頁。
- (63) 同上。
- (64) 同書 255-260頁。
- (65) Henry Michel, *L'idée de l'état*, p.103.
- (66) *Ibid.*, p.104.
- (67) Pierre Rosanvallon, *État en France*, pp.96-97.
- (68) *Ibid.*, p.95.
- (69) *Ibid.*, p.105.
- (70) 1804年6月には修道会は全面禁止から許可制に移行し（1804年6月22日「若干

の宗教的集団および宗教的結社の解散を命ずるデクレ」J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome15, pp.29-30.)、1804年から1813年にかけて95の女子修道会が設立を許可されるが、それらは救貧などをおこなう修道会で(Paul Nourisson, *Histoire de la liberté d'association en France*, Société du Recueil Siery, 1920, tome1, pp.201-202.) 行政を補完する性格の国家にとって有用であり無害なものであった。またこの時期には商業会議所も「復活」するが、アンシャン・レジーム下の商業会議所とは異なり、その機能は港の浚渫などの商業に関する公共工事の監督を除けば、商業繁栄の方法に関する意見を述べるなどの諮問的なものに限定された(1802年12月24日「若干の都市における商業会議所の設立に関するアレテ」第4条 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome13, p.351.) 行政を補完する性格のものであった。すなわち、統領政府期と第一帝政期にナポレオンの下で「復活」したこれらの中間団体＝社团は、特権を付与され一定の自律性をもち種々の社会的機能を有していたアンシャン・レジーム下の基礎的な社会的集団である社团とはまったく異なり、行政の補完という機能しかもたない社团であった。